

輸血による肝炎ウイルス等への感染が疑われた場合の対応について

薬食安発 0302 第 1 号、薬食血発 0302 第 1 号「輸血による肝炎ウイルス等への感染が疑われた場合の対応についてのお願い」が、厚生労働省医薬食品局安全対策課長、同血液対策課長より各都道府県、政令市、特別区衛生主管部(局)長あてに平成 23 年 3 月 2 日付で発出されました。

当該通知文と輸血後 HCV 感染事例(2010 年)の経緯説明図(日本赤十字社血液事業本部作成)を掲載しました。

別添

薬食安発 0302 第 1 号

薬食血発 0302 第 1 号

平成 23 年 3 月 2 日

各 都道府県  
政令市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

輸血による肝炎ウイルス等への感染が疑われた場合の対応についてのお願い

日頃より、血液行政の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

輸血による肝炎ウイルス等への感染リスクは、高感度の検査の導入等により、以前と比較して大幅に減少していますが、今般、3年ぶりに輸血によるC型肝炎ウイルスへの感染が極めて疑われる症例が2例報告されました。この2例は、同一献血血液から製造された赤血球製剤及び新鮮凍結血漿製剤（※）の輸血によるもので、1例目の赤血球製剤の使用による感染が疑われた時点で、速やかに医療機関から日本赤十字社へ情報提供がなされていれば、遡及調査により2例目の感染は防げた可能性があったものです。

つきましては、感染拡大防止の観点から、医療機関において、輸血前後の検査の結果、輸血による肝炎ウイルス等の病原体への感染が新たに疑われた場合には、日本赤十字社に対し速やかに情報提供していただきますよう、貴管内医療機関に対し改めて周知方、お願ひいたします。

なお、血液製剤に関する遡及調査の具体的な実施方法については、平成17年3月10日付薬食発第0310010号厚生労働省医薬食品局長通知「血液製剤の遡及調査について」の別添「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」によりお示ししていることを申し添えます。

（※）同一の全血献血血液からは、赤血球製剤と新鮮凍結血漿が製造されます。赤血球製剤の有効期限は採血後21日間であるのに対し、新鮮凍結血漿は日本赤十字社で6か月貯留保管後に出荷され有効期限は採血後1年間です。

（参考）血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/5anzen4.html>

# 輸血後HCV感染事例(2010年)の経緯

※症例1.(患者A)の輸血感染疑い症例の日本赤十字社への報告が遅れたことから、症例2.(患者B)の輸血感染が防ぎ得なかつた可能性がある事例

